

# 相談支援事業所 り〜ふ

「地域であたりまえに暮らせるために…」をモットーに、当事者の方やご家族が笑顔で過ごせるように、必要なサービスを一緒に考え、関係機関とつなぐお手伝いをさせていただきます。いつでもお気軽にご相談ください。

- ・相談受付日：月～金曜日(土、日・祝祭日休み)
- ・相談受付時間：9:00～17:00(電話での相談は24時間受付)
- ・対応スタッフ：管理者兼相談支援専門員 1名

連絡先 **TEL.0157-57-4684** ※時間外は携帯電話に転送  
**FAX.0157-57-4685**

サービス等利用計画作成の流れ	ご本人	り〜ふ	市役所(福祉課)
申請	市役所(福祉課)に行き、サービス利用の申請		
作成依頼	計画書を作る相談支援事業所を選び、後日事業所から連絡が来て面談日を決定		相談支援事業所に計画書の作成依頼があった事を連絡
契約 1回目面談 計画案作成	相談支援事業所との契約書類を記入。今の生活の様子や今後の希望の生活を伝える。 <b>〈場所〉</b> ご自宅、または相談支援事業所(それ以外でも可能) <b>〈時間〉</b> 1時間半～2時間程 <b>〈持ち物〉</b> ・認印(シャチハタ以外) ・受給者証(すでにサービスを受けている方)	生活の様子や困っている事を聞き、必要なサービス日数や時間を相談。それらを元に計画案を作成。	
2回目面談 計画案確認	計画案を確認し、内容が良ければ署名と押印。 <b>〈場所〉</b> ご自宅、または相談支援事業所(それ以外でも可能) <b>〈時間〉</b> 15～20分程度 <b>〈持ち物〉</b> 認印(シャチハタ以外)	計画案が出来上がったらご連絡。確認終了後、計画案一式を福祉課に提出。	
支給決定			計画案を参考にサービスの支給決定をし、受給者証を相談支援事業所に送付 <small>※計画案提出から受給者証が届くまで約半月から1ヶ月。</small>
計画書決定・契約	サービスを利用する事業所と契約	サービス利用先のスタッフを集めて会議を開き、情報や支援目標の共有(個別に対応する場合もあり)	
サービス利用開始	サービス等利用計画書によって、サービス利用を開始。	受給者証をサービス利用先に提出。日数・時間を記入し、ご本人に返却	
モニタリング	サービス利用後の状況を聞き取り。サービス利用の種類によって期間が異なります。 6ヶ月毎：児童発達/放課後デイ/就労A・B/生活介護/短期入所など 3ヶ月毎：居宅介護/行動援護/重度訪問介護など		

※ご本人と家族と一緒にスタッフが作る計画書を「サービス等利用計画」と言います。この計画を元にサービスの利用をしていきます。